

# 平成27年度予算案について

平成27年1月23日

# 平成27年度の社会保障の充実・安定化について

消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。

社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の増収額

8.2兆円については、

まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円を向け、  
残額を満年度時の

- ・「社会保障の充実」及び「消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増」と
- ・「後代への負担のつけ回しの軽減」

の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

## 27年度消費税増収分の内訳

《増収額計：8.2兆円》

### 基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3兆円

### 社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

### 消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.35兆円

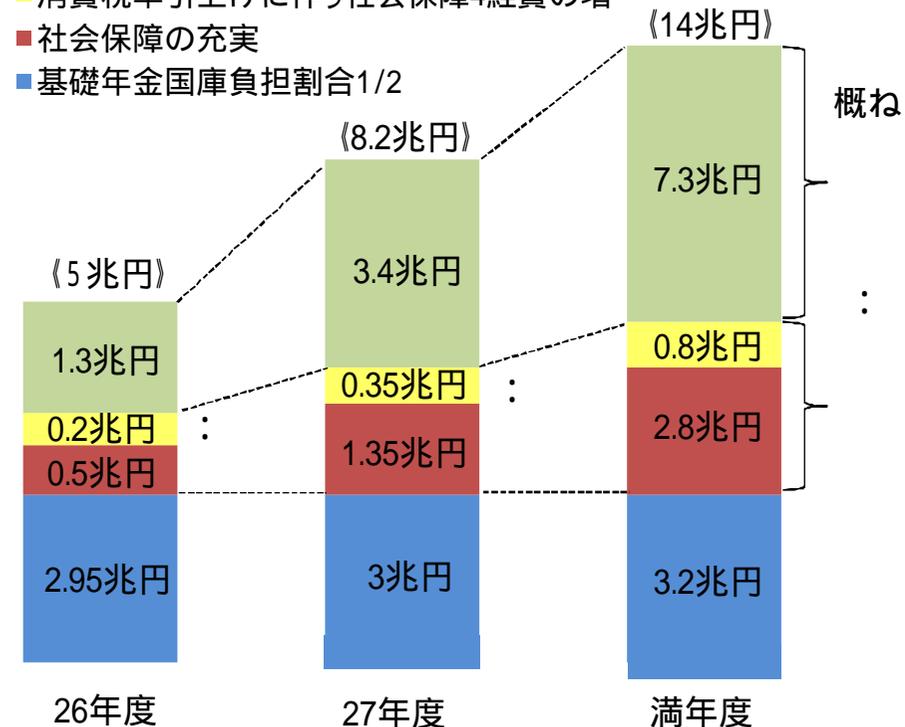
### 後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

## （参考）算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増
- 社会保障の充実
- 基礎年金国庫負担割合1/2



（注）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

（消費税率5%引き上げ時）

# 平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円( )となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

## 優先的に取り組む施策

### 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の改善」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

### 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置  
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置  
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

### 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要な不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

## 限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

# 平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成27年度 予算案 <sup>(注1)</sup>			(参考) 平成26年度 予算額	
		国分	地方分			
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 <sup>(注3)</sup>	2,649	2,915	
	社会的養護の充実	283	142	142	80	
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56 <sup>(注4)</sup>	6	64	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	<sup>(注5)</sup> 544
		・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	392	277	115	
	医療・介護サービスの提供体制改革	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	-
		・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等	1,051	531	520	-
		・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	236	118	118	43
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	-
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	-
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	42
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	-
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154	298	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10	
合 計		13,620	6,786	6,833	4,962	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

(注5) 平成26年度における「地域医療介護総合確保基金(医療分)」については、上記に加え、公費360億円の上乗せ措置を別途実施し、基金規模は合計904億円。

# 平成27年度における「社会保障の充実」関係施策

## 子ども・子育て支援の充実

### （子ども・子育て支援新制度の実施）

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

#### 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

#### 地域子ども・子育て支援事業（市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援）

- ・利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月予定）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

### （社会的養護の充実）

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

### （育児休業中の経済的支援の強化）

男女ともに育児休業を取得することを更に促進し、職業生活の継続を支援するため、平成26年3月に成立した雇用保険法改正法に基づき、育児休業給付の給付率の引上げ（最初の6月間について、50% 67%）を平成26年度に引き続き実施する。

# 平成27年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

## (子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取組)

【7,175億円】

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

### 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

### 地域子ども・子育て支援事業（年金特別会計に計上）

- ・市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援
- ・利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月予定）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

## (児童手当制度（年金特別会計に計上）)

【1兆4,177億円】

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考)【平成26年度補正予算案】

### (地域少子化対策強化交付金)

【26年度補正予算30億円】

- ・我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援。

# 平成27年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

## (待機児童解消等の推進など保育の充実)

【892億円】

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。

また、「保育士確保プラン」に基づき、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等を実施する。

(参考)【平成26年度補正予算案】

## (「待機児童解消加速化プラン」の推進(保育所等の緊急整備))

【26年度補正予算120億円】

・ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に意欲のある自治体を強力に支援するため、平成27年度における保育所等の整備を、一部前倒しして行う。

## (社会的養護の充実)

【1,181億円】

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

# 平成27年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

## (幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進)

【402億円】

幼稚園就園奨励費補助について、実質的に5.2億円増とし、充実を図る。

・幼稚園就園奨励費補助	2.71億円	3.23億円(5.2億円増)
「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る 予算全体の所要額	3.39億円	4.02億円(6.3億円増)

## 市町村民税非課税世帯の保護者負担軽減

・市町村民税非課税世帯の保護者負担額を月額9,100円から月額3,000円に引き下げ。

平成27年度所要額 1.2億円

「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額 1.5億円

## 市町村に対する補助の拡充(市町村の超過負担の解消)

・市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消することにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図る。

平成27年度所要額 4.0億円

「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額 4.9億円

(参考1) 「0.7兆円の範囲で実施する」と整理していた子ども・子育て支援の「質の改善」の内容

平成26年3月28日子ども・子育て会議資料(子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について)において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理されていた内容

1. 給付等関係

項目	内容
3歳児の職員配置の改善	3歳児の職員配置を改善(20:1 15:1)
研修の充実	保育教諭・保育士等1人当たり年間2日の研修機会を確保するための代替職員の配置
休日保育の充実	担当保育士の人件費の見直し
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(+3%)
保育認定の2区分に応じた対応	保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 (延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など)
	保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(1.7%)に軽減
小規模保育の体制強化	小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置
	地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定
	地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置

項目	内容
地域の子育て支援・療育支援	認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施
	地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する 幼稚園・保育所・認定こども園において措置)
	障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関 との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)に係る人件費を 加算(障害の程度に応じて加配)
小学校との接続の改善	公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・ 保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(事務経費を支援)
減価償却費、賃借料等への対応	施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付 に上乗せ
事務負担への対応	直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を 追加で配置(幼稚園・認定こども園:週2日)
施設長、栄養士、その他の職員の配置	栄養士に嘱託し、アレルギー対応や低年齢児の栄養管理、食事支援等の食育を推進する取組 を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置
第三者評価等の推進	第三者評価等の受審費用の支援(5年に1度の受審(半額補助))

## 2. 地域子ども・子育て支援事業関係

項目	内容
放課後児童クラブ事業の充実	「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに対し、取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援)
	5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置
	19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置
一時預かり事業の充実	幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)
病児保育の充実	基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) 利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施
	看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) 現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助
利用者支援事業	教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(3中学校区に1箇所程度)
実費徴収に伴う補足給付事業	生活保護世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額の補助
多様な主体の参入促進事業	認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置
	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)

### 3 . 社会的養護関係

項目	内容
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1 4:1等)
	児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から15年かけて全施設で実施)
	小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加
	民間児童養護施設の職員給与等の改善 (+3%)

# 子ども・子育て本部(平成27年4月～)を中心とした体制について

内閣府子ども・子育て本部

内閣府特命担当大臣  
【必置、子ども・子育て本部長】

【主な業務】

- 子ども・子育て支援のための基本的な政策・少子化の進展への対処に係る企画立案・総合調整
- ・少子化に対処するための施策の大綱の作成及び推進 等
- 子ども・子育て支援法に基づく事務
- ・子ども・子育て支援給付(認定こども園、保育所、幼稚園への共通の施設型給付、地域型保育給付、児童手当)
- ・地域子ども・子育て支援事業に係る交付金 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管)
- ・認定こども園制度に係る一元的窓口
- ・幼保連携型認定こども園への指導・監督 等

総合調整

総合調整

児童福祉法体系との連携

学校教育法体系との連携

## 厚生労働省

【主な業務】

- 児童福祉法に基づく事務
- ・保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に係る基準、指導監督
- ・保育士に関する事項 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管) 等

## 文部科学省

【主な業務】

- 学校教育法及び私立学校振興助成法に基づく事務
- ・幼稚園に係る基準、指導監督
- ・幼稚園教諭に関する事項
- ・私学助成に係る事務(新制度に移行しない私立幼稚園に対する補助等) 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管) 等